

「道州制推進フォーラム ～道州制基本法案と基礎自治体の未来～」議事録

■日 時：平成26年1月15日（水）14：30～16：30

■場 所：株式会社PHP研究所東京本部2Fホール

■出席者：道州制推進知事・指定都市市長連合

共同代表 村井嘉浩宮城県知事

副代表 鈴木康友浜松市長

経団連

副会長・道州制推進委員長 畔柳信雄三菱東京UFJ銀行相談役

各政党

自由民主党 磯崎陽輔道州制推進本部事務局長代理

公明党 遠山清彦道州制推進本部事務局長

日本維新の会 松浪健太道州制基本法推進プロジェクト・チーム座長

株式会社PHP研究所

永久寿夫代表取締役専務・政策シンクタンクPHP総研研究主幹

荒田英知政策シンクタンクPHP総研主席研究員

○司会

本フォーラムの主催者であります「道州制推進知事・指定都市市長連合」は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで究極の地方分権の姿である道州制の導入に向けた道筋をつけるため、その推進母体として、有志知事・指定都市市長により一昨年4月に設立されました。

道州制を巡っては、自民党道州制推進本部が道州制基本法案の骨子案を提示するなど、政党レベルの取り組みが活発化しつつあります。

そこで、主要政党の道州制推進政策の責任者をお招きし、道州制基本法案と基礎自治体の未来について考える場を、道州制推進知事・指定都市市長連合、政策シンクタンクPHP総研、道州制を推進する国民会議の三者で本日設けることになりました。

主催者を代表して、共同代表の村井嘉浩宮城県知事に開会あいさつをいただきます。

○村井知事

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介を賜りました道州制推進知事・指定都市市長連合の共同代表を務めております、宮城県知事の村井嘉浩です。指定都市側の共同代表の橋下大阪市長が本日はご欠席なので、私が主催者を代表して、道州制推進フォーラムの開催に当たりご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、全国各地からお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、自由民主党の磯崎陽輔先生、公明党の遠山清彦先生、日本維新の会の松浪健太先生には、通常国会直前のお忙しい中にもかかわらず駆けつけていただき、厚く御礼申し上げます。

道州制につきましては、これまで何十年にもわたり入り口論で足踏みしてきましたが、1年

余り前の政権交代以降、統治機構改革の議論とからんで、道州制導入がクローズアップされ、現実味を帯びてきました。

国会では、昨年6月に日本維新の会とみんなの党が「道州制への移行のための改革基本法案」を共同提出する一方、与党の「道州制推進基本法案」は先の臨時国会への提出は残念ながら見送られましたが、この通常国会への提出準備が進められており、まさに、24日からの通常国会が道州制導入へのヤマ場になると感じております。

一方、社会に眼を転じますと、企業収益は改善が進み、雇用情勢の上向きや個人消費の持ち直しにより、国内景気は緩やかに回復しつつありますが、国家的な視点に立ちましたならば、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来や、グローバル化の進展などの中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、安全保障問題や、国際競争力の向上、持続的な経済成長の実現など、国としてしっかりと対処すべき幾多の困難な課題に直面しているのも事実でございます。

また、地方行政におきましては、それぞれの地域社会のニーズに的確に応え、地域経済を発展させていくためにも、基礎自治体と広域自治体が地域経営の責任主体として、それぞれの「持ち味」を最大限に発揮できる体制を構築することが求められております。

このような国と地方が抱える課題に、日本全体でしっかりと対応していくためには、明治以来の中央集権体制を改め、「地方分権の究極の姿」である道州制を導入して、国と地方双方の行政体制を創り直すことが不可欠であります。

道州制の導入については、基礎自治体の今後のあり方など、立場の違いによって幅広い意見もございますが、多くの皆さまの疑問に答え、不安を解消していくためにも、我々、道州制推進知事・指定都市市長連合は、経済団体やシンクタンクなど様々な団体と全国規模で連携の輪を広げ、国民一人一人の皆さまに道州制を理解していただけるよう、より一層汗をかいてまいりたいと考えております。行動体・運動体として活動してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本日のフォーラム開催に当たりまして、株式会社PHP研究所の永久寿夫代表取締役専務はじめ、日本経済団体連合会の畔柳信雄副会長、日本商工会議所、経済同友会などの関係者の方々には一方ならぬご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。また、今回基調報告とパネルディスカッションのコーディネーターを務めていただきますPHP総研の荒田英知様には、お忙しい中、このような大役を引き受けていただき、誠にありがとうございます。

この「道州制推進フォーラム」が、本日お集まりの皆様にとって、日本の将来を考える一助となり、ひいては、道州制実現に向けた大きなうねりとなることを期待しまして、あいさつとさせていただきます。本日は最後までよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。次に、共催者を代表して、日本経済団体連合会副会長で道州制推進委員会委員長の三菱東京UFJ銀行相談役の畔柳信雄様からごあいさつをいただきます。

○畔柳副会長

経団連で副会長、道州制推進委員長を務めております畔柳信雄です。本日は自治体、経済界

をはじめ大変多くの皆様にお集まりいただき厚く御礼申し上げます。開会に当たり共催者を代表し、ご挨拶申し上げます。

ご案内のとおり、我が国の経済は、第二次安倍内閣によりますスピード感を持った政策対応が効果を発揮しまして、着実な景気回復が続いており、15年間続いておりましたデフレ脱却も目前の状況にきたかと思われまます。経済の好循環を持続していけるように、私ども民間の経済界におきましては自らが先頭に立ち、チャレンジ精神を持って新たな成長分野を切り拓いていく必要がございますけれども、政府におきましては日本再興戦略のスピーディな実行など強力に推し進めていく必要があると思ひます。

この中で、短期的な景気回復に視野を向けるだけではなく、中長期的に我が国における成長基盤を確固たるものとしていくためには、全国各地域に目を向けて、各地域の独自の魅力を活かして経済成長と財政改革の両立を可能とするような統治制度へ抜本的に改革していくことが必要不可欠であると考えております。経済界では、こうした改革の究極の姿が道州制であるという考えの下に、経団連、日本商工会議所、経済同友会の三団体で「道州制を推進する国民会議」を設けまして、活動を続けてまいりました。

特に、安倍政権発足後は道州制実現の機運がこれまでになく高まったことから、緊急提言を取りまとめましたほか、昨年3月と6月には道州制推進知事・指定都市市長連合との共催により、本日のようなシンポジウムを開催し、政党、経済界、地方自治体との連携を強化しつつ関係者への働きかけを強めてきたところでございます。

自民党・公明党におかれましては、これまで法案の早期提出に向けて精力的に議論を進めてこられたと聞いておりますが、産業競争協力法などの重要法案の審議、あるいは地方六団体などの関係者との調整もあったためか、昨年の通常国会や臨時国会での法案提出には至らなかったのが実情かと存じます。政権発足から一年が経過し、これから公約の着実な実行が求められております中、24日に招集される通常国会で道州制実現に向けて国民的議論の第一歩を踏み出すことが大変重要ではないかと認識しております。

本日は、与党である自民党・公明党、また野党を代表しての日本維新の会の道州制の政策責任者の方々に加え、自治体の代表の方にもパネルディスカッションに参加していただくこととしております。私も経済界の立場で議論に参加させていただきますが、道州制推進基本法案の今後の見通しだけでなく、道州制導入による基礎自治体への影響や課題などに至るまで、大変有意義な議論がなされることを期待しているところでございます。いずれにしましても、本日のフォーラムが地方を含めた我が国の経済全体の本格的再生のため、意義深いものなることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。続きまして、本日のテーマであります「道州制基本法案と基礎自治体の未来」について、政策シンクタンクPHP総研の荒田英知主席研究員から基調報告をお願いします。

○荒田主席研究員

皆さんこんにちは。PHP総研の荒田と申します。本日は手狭な会場で恐縮ですが、たくさんの皆さまにお越しいただき、誠にありがとうございます。

今回、私どもは主催の一員を務めさせていただいておりますが、その背景も含めて、冒頭に若干の問題提起をさせていただきたいと思っております。お手元のパワーポイントの資料により話を進めさせていただきます。

最初のページの下に「松下幸之助の道州制論」と書いたページがございます。私どもが道州制の研究・提言に取り組んでまいりましたのは、ひとえに創設者の松下幸之助が道州制を提唱したからに他なりません。本日、道州制をテーマにこれほど多くの方々にお越しいただいたことを、松下がもし見ることができれば、大変喜んでくれたに違いないと感じております。そこで、松下の言葉を基に、今なぜ道州制かということについて、話をさせていただきたいと思っております。

松下は、「廃県置州」という四文字で道州制を語っております。1968年、昭和43年から3年続けて雑誌に論説を発表しております。その時、実は松下はなぜ道州制かということ“小を大にする”ということ“小を大にする”というので説き起こしておりました。これは明治維新以来、この時で確か70年か80年経過する訳ですが、その間の経済発展と比べたときに、府県のかたちが変わっていないということで、手狭になった府県をより大きな道州にして行こうではないかと“小を大にする”議論を始めました。

ところがその後、実はそれは間違っていたと。なぜ道州制かという答えは“大を小にする”ことであると言い換えております。資料にもありますが、「いふなれば中央集権を非常に独立性の高い地方分権に変えるということであり、府県合併によって小を大にする方向とは、かたちは同じでも逆の考え方であろう」ということでもあります。私はこの“大を小へ”という考え方は、今日において道州制を考えるに際して、大変重要な基本的な視点ではないかと認識しております。

なぜ、松下がこうした発想に及んだかということをおもってみますと、松下は政治や行政の生産性を高めることが必要だということを繰り返し説いておりました。その時に、自主責任経営ということで、地域に委ねていくことが生産性を高める鍵であると見ていたわけでございます。

今日ご参加の中には、経済界の皆さんも多いわけですが、昨今、例えばヨーロッパの各国において、分権を熱心にやっているところの方が活性化しているとの研究結果がございます。あるいは、OECDの20カ国を見ても、近年発展しているのは、人口規模の大きな国というよりは、中小規模の国、こうした国々が社会のダイナミズムをうまく捉え、スピード感に乗ることで発展を遂げているということは、皆さんご承知のとおりでございます。

そういったことを今日の日本に当てはめたときに、“大を小へ”という観点から、道州制を松下幸之助が発想したということは、今日においても依然として妥当なのではないかと私は認識しているわけでございます。

実は道州制というのは、古くからある考え方ではあるのですが、実際の政治課題となったのは21世紀になってからでございます。2003年に当時の小泉内閣が道州制を検討する。その流れの中で、自民党には道州制調査会ができ、第28次地方制度調査会も道州制を取り上げました。そして、第一次安倍内閣の時に初めて道州制担当大臣が置かれ、その下に道州制ビジ

ジョン懇談会という検討機関が設置されました。この時、弊社の社長がビジョン懇談会の座長を務めたということもございまして、私もそのサポート役としてビジョン懇談会の議論に接してまいりました。ところが残念なことに、ビジョン懇談会は任期を待たずに政権交代によって廃止されたという経過がございます。

ビジョン懇談会の中で唯一出せた成果は、中間報告というものがございますけれども、ここに一定の道州制の整理をしたものが資料に記載されております。

この中間報告は、2008年の3月の事でございます。ここには地方分権の総仕上げ、究極の構造改革と書いておりますが、明治以来の中央集権体制を解体・再編する。その時の新しい国のかたちとして、ここでは地域主権型道州制、地方分権のより強い意味で地域主権型という言葉が当時使いました。この言葉は、今日においては少し見直しも必要かもしれませんが、言わんとしたことは、松下の言葉で言うと、非常に独立性の高い地方分権をかたちにした道州制を実現しようではないかと。そして、10年後の2018年までに、道州制に完全移行すべきであるという内容をこの中間報告で求めておりました。しかし、その翌年の政権交代によって、最終報告は出せずに幕を下ろしたわけでございます。

当時、ビジョン懇談会がそういうかたちで終息し、大変もったいないというお声を随分いただきました。そこで、私どもPHP総研として独自に取りまとめを試みたものが、この「地域主権型道州制～国民への報告書～」でございます。このような大きな書物にまとめましたのは、いったん道州制議論がそこでストップしても、いずれ必ずリスタートする時が来るだろうと。その時に、例えばすごろくで言うと振り出しに戻るのではなくて、議論はここまで行ったことを残す意味でこのような本をまとめたものであります。

その概略を一部ご紹介させていただきますが、まず、道州制における役割分担ということで、これは道州制を議論すると必ず出てくることでございます。国は国でなければできないことに特化して、道州は広域でやるべきこと、そして、基礎自治体は地域に密着した行政サービスをやるということを整理していくわけでありまして。

次のページに2つの円錐形が出てきますが、左側が従来の中央集権における歳出を絵にしたものであります。これは頭でっかちな国の役割が非常に大きな状態でございます。これを先ほどの地域主権型道州制の役割分担に移しますと、裾広がり円錐形に大きく変わります。ただ、ここでこの絵から二つの事を読み取っていただきたいわけですが、一つは、右下に基礎自治体中心主義と書いてあります。つまり、道州制においても役割分担をしっかりと描き直した後は、基礎自治体の役割が非常に大きくなることが言えます。それからもう一つ、右側の円錐形というのは、純粹に役割分担を分離したとしたら、こういう絵が描けるわけです。しかし、一足飛びにそこに行けるかどうかと言うのは相当議論をしなければならないと思います。自民党の中においては、国の関与ということがキーワードになっているとお聞きしておりますし、また少し立場の違う方でナショナルミニマムをどうするのだということを大変重視する方もいらっしゃるわけです。そのようなご意見を踏まえて、最適な結論に導くためには、やはり一定の時間軸というものを行政分野別に吟味をしながら、結論に到達していく必要があるのではないかとこの書物の中で検討しております。

さて、最初に申し上げた基礎自治体の在り方、基礎自治体中心主義に話を移してまいりたい

と思いますが、実はこれまでの道州制論議において、基礎自治体の在りようというのは、あまり詰めた議論がなされてなかったと申し上げざるを得ない面がございます。

それは何故かという、検討の場でどなたかが「道州制において基礎自治体はどうするのですか」と問題提起したとします。そうすると、別の方が「それはそれぞれの州が考えたらいいいのではないですか」と言うと、そこで議論が止まってしまうくらいがあったのです。それは決して間違ったことではないのですが、そういう意味で、道州制における基礎自治体論というのは必ずしも掘り下げが十分でなかったという面があるかと思います。これからの議論においては、そういうことをしっかりと議論していく必要があるだろうと思っております。

そのヒントとして一つ、私が関係した事例を挙げておりますが、九州において、ご承知の方も多いたと思いますが、九州では知事会と経済界が一緒になって道州制に関して非常に熱心な議論を展開されております。2008年には九州地域戦略会議が道州制の「九州モデル」をまとめております。それに触発されるかたちで、九州市長会が九州府実現計画というものを作って、九州府における基礎自治体の在り方として「人口規模に関わらず、住民生活に直結する全ての事務を自己完結的に担う必要がある」という考え方を既に2009年の時点でまとめております。その自己完結的に担う時のやり方として、四つの類型というものを例示しております。

大都市型というのは、政令指定都市、当時、福岡、北九州、今日熊本が加わって3市になっておりますが、そういう政令指定都市に、より充実した自立的な制度を適用していく。あるいは、2番目の中核都市型というのは、県庁所在地のようなところを念頭に置いているかと思えます。

そして、鍵になるのは3番目と4番目であります。連携都市型とは、水平連携、市町村間の連携、あるいは共同処理もここに入ってくるかと思えます。そういう水平的に協力することで、求められる行政能力を確保しよう。4番目の補完都市型というのは、九州府の補完、今府県が果たしている補完・支援機能みたいなことを一定程度残して、垂直的な関係の中で問題解決をしていこうという考え方。この3や4のような配慮を具体的にどういうかたちでデザインしていけるかというのが、今後の道州制論において、基礎自治体にも理解の得られる道州制の姿というものを描いていくときには、大変重要になってくるのではないかと思います。

もう一つ、今日お集まりの道州制推進知事・指定都市市長連合さんは政令指定都市の首長の方が多数参加されております。このポスト政令指定都市というのも大変重要な問題意識になってくるわけですが、これは今の類型ですと1番目の大都市型でございます。

ご承知のとおり、政令指定都市というのは、歴史的経過から五つの都市で始まったものが適用を広げていった結果、今は20市全国にございます。日本の全人口の2割を超える位が政令市の市民となっております。本日の浜松市さんもそうではありますが、基礎自治体としての機能をより充実させていこうということで、政令市に対するより一層の権限の強化ということが大きな課題になってまいりました。

これについては、昨年の6月に地方制度調査会が答申をして、県と政令市の間に二重行政のようなものがあると言われていたわけですが、それは基本的に政令市の側に一元化していこうではないかという答えが出ているわけでありまして、ただし、これで政令市は府県並みと言われる状況に近くなっていくわけですが、逆に言うと、府県制の下での政令市の充実強化と

というのはある程度方向が見えたのかなという感じがするわけです。その中で、多くの政令市の市長さんが道州制に期待をされるというのは、ここには「府県制よりも高くなる道州制の“天井”」と書きましたけれども、広域自治体の役割が非常に大きくなりますから、その中で何をポスト政令市、ここでは特別自治市と言っておりますが、特別自治市が何を担うかというバリエーションは飛躍的に増えていくことになる。そこへの期待感があるので、政令市の市長さん方は道州制に対して大きな期待をされているということではないかと思えます。

私は、指定都市市長会の皆さんとこの1年程勉強をしておりますが、この政令市をより強化した特別自治市について、意外とこれに対して周りの皆さん、県や周りの市町村から理解を得るのが難しい面があります。これは、ともすれば政令指定都市という一定の力量がある恵まれた都市の強者の論理というふうに伝わってしまいかねない面があるわけであります。

そこで、道州制において特別自治市、ポスト政令市というものを考えるとするならば、そういう特別扱いという感覚よりも、やはり基礎自治体の代表した自立モデルとして考えていくことが大変重要なのではないかと、これはこの後のパネルディスカッションの中でも浜松市さんからご指摘があろうかと思えます。

また、特別自治市に強い情熱を傾けて検討をされておられる方々には、道州制になったら、都市州として独立するのだと見解を示されている方もあるわけですがけれども、あまり都市州がいっぱい増えていくと、道州制全体の制度設計が非常にややこしくなってしまう。やはり道州というものの中に含まれるかたちの特別自治市というものを考えた方が賢明なのではないだろうか。あるいは道州制の中で、特別扱いする都市州あるいは特別州というものをもし考えるとするならば、それは東京をどう考えるかというときに、真っ先にこのテーマを考えるべきと感じます。

以上申し上げたように、道州制について少し踏み込んだ議論をしようとする、いろんな論点が際限なく出てまいります。

最後のページに自民党道州制基本法案の道州制国民会議への諮問事項ということで、これについては既に修正が行われると聞いておりますが、12項目ございます。非常に膨大な審議事項になってくると思うわけですがけれども、この自民党の骨子案前文を拝見しますと、まず、道州制の全体像を国民に提示し、国民的な議論を始める必要がある。その上で、国会において適切な結論を得るものとするということで、この道州制国民会議が3年をかけてここに示したようないろんな論点について答えを出していく。その姿を見て道州制の是非を決めようではないかという考え方が提唱されております。

私は、これは極めて妥当な考えではないかと思えます。基本法にもっと事細かくいろんな事を記載すべきだとかのご意見もあるように思いますが、それを行うと、基本法案がすごく膨大なものになっていくのではないかという感じがします。

この早く道州制の全体像を示す、青写真を示すという意味でも現在準備が進められている道州制基本法の早期成立とそれに基づく国民会議の設置というものが行われて、松下幸之助が私どもに残した遺言である道州制がしっかりとデザインされることを期待しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、基調報告とさせていただきます。ご静聴いただきありがとうございます。

ございました。

○司会

ありがとうございました。

○司会

パネルディスカッションに入らせていただきます。それではパネリストの皆様、ご登壇ください。

パネリストの方々をご紹介します。演壇中央が、自由民主党道州制推進本部事務局長代理の礒崎陽輔参議院議員。右隣りが、公明党道州制推進本部事務局長の遠山清彦衆議院議員。日本維新の会道州制基本法推進プロジェクト・チーム座長の松浪健太衆議院議員。続いて、日本経団体連合会副会長で道州制推進委員会委員長の畔柳信雄様。道州制推進知事・指定都市市長連合の鈴木康友副代表。

コーディネーターは政策シンクタンク P H P 総研の荒田英知主席研究員が務めます。

○荒田コーディネーター

自民党から礒崎先生、公明党から遠山先生、維新の会から松浪先生、ご多忙中ありがとうございました。実はこのお三方がこのフォーラムにお越しいただくのは2回目でございます。昨年の3月31日に開催した同じ道州制推進フォーラムにてご議論いただき、その時には自公案のすり合わせも非常に順調で、4月中にも基本法案が提出できるのではないかと、それに対して維新の会やみんなの党も一緒に共同の審議ができるのではないかとということで、非常に道州制基本法案間近だという感じを強く、私も聴衆の1人として感じたところです。その後、色々な曲折があって今日に至っているということかと思えます。

ご参加の皆様も、その後の状況がどうなっているのかということが一番気になっている所ではないかと思えます。まず礒崎先生からその後の状況についてお聞かせいただき、議論をはじめたいと思えます。よろしく願いいたします。

○礒崎議員

皆さんこんにちは。参議院議員の礒崎陽輔でございます。政府では国家安全保障担当の総理補佐官を担当しております。国家安全保障会議や特定秘密保護法案、集団的自衛権、定数の削減などといった仕事をしています。党では道州制と憲法改正を担当しております。自民党では、どちらかというといけない仕事の担当をしております。

今お話があったとおり、昨年3月のこのフォーラムで、私が「4月中にも道州制基本法を提出するかも知れない」と。絶対するとは言ってなかったのですが、新聞が大きく書きました。

それはそれで良かったのですが、党内も地方団体も自民党がそこまで本気だと思ってなかったのですね。大きな記事が出たものだから、反対する方々がわーと反対しはじめ、これはなかなか大変なことになったという感じでした。

その後としては、地方六団体ともう一回話をしました。これがなかなか決まらない、話がつ

かないという状況の中で、色々とネゴシエーションはしたのですが、参議院選挙前は色々課題を抱えており、今ここで無理に党内をまとめる、あるいは地方団体をまとめるのは非常に難しかりょうということで、昨年の通常国会への提出は断念したというのが事実であります。

その後、参議院選挙がありました。私も候補者であったことから、なかなか道州制をやっている時間ありませんでした。その後、おかげさまで良い成績で再選させていただきましたが、なかなか選挙後というのは国会が動き出すまで時間がかかり、実際は9月頃から役員会を開きはじめました。

それからもう1回地方六団体とヒアリングを行いました。最近までかかり、時間がかかりすぎた感もありますが、その状況を少しお話ししたいと思います。

地方六団体のヒアリングを実施しました。これまでも複数回実施してきました。各団体とも真摯にご対応いただきました。返事もくれない所があるのではと心配しましたが、六つの団体ともいずれもお返事はいただきました。私たちも、昨年の基本法案に少し手を入れました。この内容はまた後で時間の中でお話ししたいと思います。

全国知事会は、前向きな意見でありました。道州制基本法案に基本的には賛成で、そこに知事会の意見を取り入れて、地方の意見を聞きますよという規定や、地方支分部局の廃止が書いていないというご指摘だったので、地方支分部局の見直しの規定も入れました。ただ、知事会がそれ以上に言うのは、財政のことをもっと書くようにと。税源をもっと与えろとか、それから均衡のとれた財政配分をしろとか。それは今の基本法案でも書いていますが、更に詳しいことを書いてくれと。それはなかなか難しいのではないかと。道州制国民会議を作って、道州制をどういうふうにするかという議論をして、その先に財政論があるのでしょうか。それを先に書いてしまうと、道州制国民会議の手足を縛ることになるので無理だと話していますが、「道州制国民会議への丸投げだ」というような意見で、今のところそこは調整がとれていません。我々はもうこれ以上詳しいことは書けません。後は道州制国民会議で議論をしてくださいとっております。

都道府県議長会は、ちょっと意見の収斂が難しいようでございます。

真ん中に立つ全国市長会と市議会議長会は、これはなかなか意見がまとまらないという基本的な意見をいただいております。もう少し地方分権を先に考えたかどうかということをお願いしておりますけれども、ここが一番人数が多いので、会として全体的な意見を示すのは難しいのだということでありました。

一番大きくご指摘受けるのは、町村会と町村議長会。両方とも「絶対に反対」だと。道州制は聞くのも嫌だという様な感じではありますが、そう言っても真摯にご対応いただいております。

なぜ嫌なのかと言ったら、やはり合併であります。我々も先の合併で苦労して、合併しなかった所も多いんですが、町村会に残った所はしなかった所が多いのだが。それも苦労して、我々もここまで成り立ってきたんじゃないかと。それをまた道州制で合併するのは絶対反対。自民党は、合併は前提にしてませんと言うのですが、それは嘘だと。簡単に言うとそういう感じでもあります。それから、地方分権も今でよい、もう十分いただいているからよいという感じですね。地方分権はもちろんやらなければいけないとおっしゃっているが、そんなに大規模な地方分権は困るというようなお考えのようで、なかなかいきません。

私たちがずっと申しているのは、では道州制を検討するというだけでも駄目ですかというような投げかけをしてきましたが、なかなかじゃあいいよというところまでは至っていないというのが現状でございます。

こういう意見交換をしましたので、具体的に今我々の提示した基本法案に対して、どういふふう修正すべきだと、具体的な意見を言っていた所は一つもありませんので、なかなか難しいのではないかなと。議論をこのまま作り上げるのは難しいかなと思っておりますが、今後どうするかというのは、また後のところで述べたいと思います。

そんな状況の中ではありますが、できますれば、今度は本気に今国会中に道州制基本法を出したいと考えております。どういう法案を出そうとしているかはまた後のところでお話するが、昨年からの経緯を言うとそういうことで、サボっていたわけではありません。しっかり仕事をして、今も継続的にやっているし、次の手を考えている段階であるということだけ申し上げて、最初のコメントにさせていただきたいと思っております。

○荒田コーディネーター

次に、公明党の遠山先生にお伺いしたいと思っておりますが、自公政権のパートナーとしてこの道州制に関しても、非常に足並みを揃えた議論が続いていたと思っておりますが、昨年4月以降の流れについて、少しご解説をいただけたらと思っております。

○遠山議員

公明党の衆議院議員の遠山でございます。道州制推進本部の事務局長という立場で、以前は公明党の中に道州制推進のプロジェクト・チームがございまして、その座長をしておりました。

今日実はこのパネルディスカッションに参加しております磯崎先生・松浪先生、松浪先生は、当時、当時と言うのは2・3年前ですが、自民党におられて道州制を担当していて、私も公明党の道州制担当で、この3人で野党時代に実質今の基本法の骨格を作らせていただいたので、ここにいる3名は推進の方向でも一致しておりますし、考え方でもさほど大きな差はないと思っております。今、松浪先生は、よりいろんな意味で積極的な日本維新の会に行かれましたので、後で違ったご見解もあるかと思っておりますが、我々で作った最初の骨子案を基に昨年の4月の前に、いよいよ通常国会の後半で出せるかというところまで来たのは事実です。

我が党も、5年ほど前から国政選挙の度にマニフェストの冒頭でこの道州制推進の方針を示しておりましたので、全国政策責任者会議等を開いてご説明をした上で、自民党と、今与党なので、自公でまず政策責任者の下で国会に出すという方針が決められれば、後はみんなの党、それから日本維新の会の皆さんが既に国会に共同提出しているものもございまして、若干の違いはございますが、さほど大きな違いはございませんので、4会派できちんと協議をすれば、共同提出できるんじゃないかという機運が昨年のゴールデンウィークの前頃にあったことは事実でございます。

先ほど磯崎先生からあった通り、自民党が本腰を入れて、地方六団体の皆さんとコミュニケーションを取られる中で、相当な異論反論が出てきたということが一つあると思っております。それ

から、我が党も国会議員は今51名ですが、地方議員が約3,000名おまして、この3,000名の地方議員の中から、確かに5年前から公明党もマニフェスト掲げてきたけれども、本当にやるのですかと。本当にやったら我々はどうなるのですかと、我々の地域はどうなるのですかという、逆に言うと本気度が上がってきたので、本気の懸念が党本部、特に私や今、本部長をやっている北側一雄・元国土交通大臣のところ寄せられるようになりました。

そういう中で、今日申し上げたいのは、一つは色んな懸念があります。私の元にも例えば具体的に分かりやすく言いますと、埼玉県知事の上田清司さんが昨年秋に私の部屋に来られ、約1時間、かなり熱っぽく議論させていただきました。先程磯崎先生からもあったように、上田知事は道州制導入に対して反対ではないと。しかし、もっと考え方をはっきり出して欲しいと話してペーパーをいただきました。例えば、国民から見て、なぜ47都道府県、約1700の市町村で駄目なのかということが、もっと分かるような説明や理念の提示がないといけないのではとのご指摘がありましたし、それから、当然、国・道州・基礎自治体となった時に、国の権限を道州に大幅に移譲しますよと。今都道府県が持っている権限を基礎自治体に大幅に移譲しますよと言うのですが、では例えば、社会保障とか福祉の分野、あるいは地域性の高い公共事業なんかを地方に任せるといった時の財源の問題もそうですし、それから、道州制になったら地方自治体に条例等で認められている自治立法権の範囲を当然拡大するのでしょうか。ところが、拡大しすぎると道州間でかなりバラバラな法律になるし、そもそも憲法上は国会だけが唯一の立法機関と位置付けられているので、憲法改正しなくていいのですかと。こういうような話なんかも指摘をされているわけでございます。

それから、もう一つ私が上田知事の話聞いてなるほどなと思ったし、私、九州・沖縄の比例ブロックの選出であります。九州・沖縄の地方の現場を回っていて言われたことは、遠山さん今の状況は非常に好ましくないよと。なぜかと言うと、中央で道州制をやるかもしれないとアナウンスがあった瞬間に、前の自公政権から民主党政権の間ずっと続いてきた今の現行の地方分権の改革がストップしていると。つまり、もっと分かりやすく言うと、国の出先機関を廃止して、あるいは統廃合・整理をして、今の都道府県とかあるいは州ではないが広域知事連合、関西とか九州にある。そういう所に、権限を移譲すると言っていたのに、そのプロセスがバタッと止まって、どうせ道州制に移るのなら一回止めようよと。ですから、地方分権の今のプロセスが少し滞ってしまい、そして、将来の道州制についても全体像がはっきりしない・流れがはっきりしないという。地方自治体の行政改革としては、少し好ましくない状況が私どものせいで生まれていると、こういう批判もありました。

公明党の中でもこういった筋の通った論点について議論をしてまいりまして、一つは、後でまた話題になると思いますが、私たちとしては、とにかく、まず道州制はなぜ必要かというところで、一点だけ私が申し上げたいのは、人口減少がこれからしていくわけでありまして。皆さんもご承知の通り西暦2040年頃までには、今、人が住んでいる地域の2割が無居住化、無人化すると言われてしているわけです。だから、今、人が住んでいるエリアの2割のエリアが無人になっていくということがよっぽどのことがない限り、決まっている今日の日本の状況の中で、本当に47都道府県・1700市町村の体制でその時代に入りますかどうかということ議論するためにも、道州制国民会議、これをしっかり設置する法律を作って、その場で専門家を

入れて、官僚も政治家も地方自治体の代表も入って、議論することが大事だという方向性だけ決めておりまして、是非今年そういう方向性で目に見える結果を出せたらなと思っているところでございます。

○荒田コーディネーター

それでは、維新の会の松浪先生。一貫して道州制に取り組んで来ておられますが、いかがでしょうか。

○松浪議員

皆さんこんにちは。道州制基本法プロジェクト・チームという名前で、今紹介いただきましたが、我が党の場合はプロジェクト・チームにはアポトーシスを組み込んでおりまして、自動消滅しないと組織というのは膨れるものであるから、これはもはや、道州制基本法を出した時点で一旦、解散をしております。長く続くもの、憲法とかそれから拉致問題とか、こういうものは調査会を作っており、「道州制調査会」を今回立ち上げて、私が会長に就任をするということで次の国会から活動をさせていただくこととなります。

道州制それぞれの論点というのは、もう尽くされているし、基本法についても皆さん、いわゆるプログラム法で、年限の差はあるにしろ、5年とか7年で検討して、次の2年、3年で、今までは次の法案を作っていこうというのが考えでありました。

維新・みんな案は、それに加えて、どうあってもこれは10年以内には最後のゴールで完全に移行しようではないかということ盛り込んでいること位が基本法案との違いでありまして、これも元々みんなの党の案にあったようなことです。後は自民党・公明党の期間と合わそうということで、もはや法律に大きな違いはありません。

そして、道州制国民会議への諮問事項。これは大体、市町村合併特例法とか、それから、私ども取り組んでおります大阪都法案においても、大体この諮問事項、道州の区割りであるとか、事務所の所在地であるとか、そういうものは、大体ここに書かれているようなものが並んでおります。ですから、実は私たちは成立を第一に見据えておりますので、みんな維新案を作る時に、みんなの党案の言葉の使い方は大事にしながらも、この国民会議への諮問事項というものは、私は元々自民党・公明党案をまとめる時に自民党の政調とか、それから部会とか、または総務会で遠山さんと話をして、やったものを説明していた関係もありますので、結局これはもう僕が加わったのだから丸パクリではないのだということで、その時議論をしないでいいよということこれでこれを全てそのまま維新みんな案には入れました。でありますから、維新みんな案でこの間まで違ったのは地方支分部局の廃止を明確に書き込んだということだったのですが、知事会の意向が逆にそこまでやるんだっただけということで、結局先程磯崎先生のお話からあったように、こうしたものも盛り込まれてきました。より知事会の力によって、私は前進したと、これは本当に素晴らしいことだと思います。

我々は、これだけ大きなことをするので、政治界の構図というのが非常に大きなキーポイントになると。私は、道州制の自民党の事務局長時代から考えますと、7年位ずっとこれだけでやってきました。他も仕事しておりますが、これをメインにやってきたので感じる所は、

政界の構図なのであります。ですから、私が維新を創ろうと思ったのも、前回いくら自民党・公明党が強くて、民主党はあの風のままでは、150・180取ったと。与党と野党が割れていては、これだけ大きな改革というのは成し得ることが出来ないということで、結局、私はいつも「維新自爆テロ」と言っていますが、維新を出すことによって、野党の票を割る。そして、自公で圧倒的に取って、維新も取って、みんなの党もいれば、これはほとんど今政界で衆議院は57民主が取りました。維新が54取りました。すると、もう本当に衆議院で反対と言うことで、もし動けるのであれば民主党が、その時はもうそんな風ではないと思いますが、57と社民党と共産党と、それ位になってしまうということで、圧倒的に道州制については、2/3どころか3/4を遥かに超えた勢力を作ることができます。そして、前回の参議院選挙で、自公が圧勝したと、維新があつたから非常に申し訳なかったのですが、それでも圧倒的な参議院でも数がこの道州制で党が決定した場合は進められると。これが一番重要なことだと思っております。

先程から、今後説明が非常に必要であるという話を出していただきましたが、私たちも道州制、今後の方は後で述べるにしても、一つ最初に申し上げておきたいのは、道州制基本法の議論の時期は終わったのだということです。あくまで手続法ですから、これからは、私たちがやらなければいけないのは、道州制が地方分権という言葉から脱却をすべき時期に来ているだろうということです。道州制になった時に外交関係がどういふふうになるのか、経済関係がどういふふうになるのか。特に今回、総合特区法案というのが通ったのですが、大阪で法人税下げても財務省が頑として譲らない話があります。それは、結局大阪で法人関係の税金を下げてもその分企業はプラスになったでしょう、その分は国税を課税しますよというのが、財務省です。こんなことをやっていたら、企業がしっかりと地方に寄って歩いていくことができるわけがないということで、私は野党だから言うわけではありませんが、この辺りなんとか磯崎首相補佐官にもお力をいただいて、こういった誰が聞いてもおかしなことというのは、与党には成長戦略というのであれば、そういうことはやはりきっちりとやっていただきたい。これは、結局道州制になれば、自由に道州でやれることですから、国が関与している限りはこうした成長戦略と言うのも非常に、税金一つとっても難しいということです。ですから、税制を国全体で持つておくことも無理、そしてまた外交問題も、例えば遠山先生のいらっしゃる九州が、例え安倍内閣が今後中国との関係で、非常に色々トラブったと、思想的な問題でトラブったという時も、経済的には九州ががっちり握ってれば、まあ私は外交的な道州がバッファーの役割をする。また、経済的な安定をもたらすと、二元外交のようなこともできるようになれば、日本はしなやかな強さを持つてくるのではないかと。正に我々の関西なんかも、GDPは韓国並みなので、先ほど荒田さんがおっしゃったように、ヨーロッパの国々で、非常に中小の国が強い。これ当然だと思いますので、結局そういう新たな経済的に道州制はどういふふう機能していくのかというような議論を今後進めていく段階に来ていると思っております。

○荒田コーディネーター

三先生からの解説によって、道州制基本法案の今の状況というのが大分、分かってきたので

はないかと思えます。そこで、今日の主催者の立場から、改めてそういう中でなぜ道州制かということ、最初に鈴木浜松市長から発言をお願いいたします。

○鈴木浜松市長

浜松市長の鈴木康友でございます。先ほど、荒田さんからPHPのお話でしたが、道州制は松下幸之助の遺言であると言うことでもあります。実は私はその遺言の継承者の一人でもあります。私は、松下政経塾の第一期生として入塾し、松下翁に薫陶を受けました。

当時、松下さんは21世紀の日本に対して大変な危機感を持っていました。1980年、当時の状況を覚えている方は、どんな状況かと言うとエズラ・ヴォーゲル博士が前年に「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という本を書き、日本が絶好調の時であります。その時に「21世紀が危ない」と。この人、何を言っているのだろうと思ったのですが、「21世紀になったら日本はこんな国家経営やっていたら大変な借金を抱えて、国が破綻するぞ」というわけであります。今振り返ってみると全くその通りであります。塾長どうしたらいいんですかと。「それは君簡単や、こんなでかい国を一箇所に金集めて、一箇所でコントロールするような仕組みを続けていたら、無駄がいっぱい発生する。松下電器だってこれだけ大きくなったら、本社でコントロールできないから、分社や事業部制にする。まして、こんな大きい国がこのままこんな形でやっていったら、21世紀は破たんする」と。こうおっしゃいました。なるほどなど。その頃はその程度でありましたが、今思い返してみると、意外とこういうシンプルなところに、ものの真理というのがあるのではないかと思います。

それから、私は国会議員になりまして、道州制や今言ったような財政再建の問題に取り組みました。何でこんなに国というのは動かないのか、進まないのかと感じていました。それから、市長になってみて、何で市というのはこんなに簡単に変わるのかと、色々な事がどんどん変えられる。改革もできるということで、もちろん国と自治体というのは、意思決定の構造の違いはあるが、根本には規模というのがあるのではないかということ、今、率直に感じております。

一時期、ニュージーランドあるいはフィンランドの改革がもてはやされましたが、ニュージーランドは静岡県と同じ位だし、フィンランドというのは人口的に福岡県よりちょっと大きい位であります。言ってみたら、県なのであります。だから、県だったら浜松市の経営をしてみても、私でも何とかできるのではないかという感覚は持っております。ですから、この1億2千万、GDP世界第3位のこの国を、一箇所で一律にコントロールするなんて、世界の稀に見る共産主義的な国家運営をやっていたら駄目だというのが、私の根本的な問題意識であります。私は、もはや日本全体を一律に発展させるような成長戦略というのは描けないのではないかと。でありますから、やはり道州に分けて、それぞれの地域に根ざした地域戦略・成長戦略・経済戦略を描いていくしかないと思っております。

そういうことを言うと、必ず「格差が生まれる」という反論があります。今だって格差だらけであります。これだけ全国一律にと言いながら、東京一極集中で格差が生まれております。それぞれの地域が頑張って生まれる格差ならよいのではないですか。どうしても許されない格差は、是正して調整をしていけばよいわけであり、最初からそれを否定するというのはおかし

いと思います。

私は、道州制を強く推進していきたいと思っております。道州制推進には今、国で基本法がこれから出されると思いますが、国の方で議論していただくと同時に下からの積み上げが絶対必要です。一番の問題は、基礎自治体が自立の自覚の覚悟を持つかどうか、ここに懸かっていると思います。基礎自治体が、自立する意識を持てば、覚悟を持てば、府県の役割が縮小します。そうすると、府県はもっと動きやすくなります。次に知事さんたちが府県の枠組みにこだわらずに広域行政をしていこうと、もっと大きな枠組みでこの国の仕組みを変えていこうという意識になっていただければよいと。そして、国が勇気を持って決断をして、制度・仕組みを変えていただければいいわけでございまして、この3つがなければ、私は成功しないと思います。要は、基礎自治体が自律する覚悟を持つかどうか、ここにこの改革の成功の正否が懸かっていると考えております。

○荒田コーディネーター

続いて、経団連様におかれましても道州制に関しては随分と積み重ねがあるわけでありますが、畔柳副会長に今日の状況についてご発言をいただけたらと思います。

○畔柳副会長

畔柳です。今、司会の方がおっしゃったように、道州制の推進につきましては、経団連で10年以上も取り組んできておりますから、その立場からすればまさに、重要課題であると認識しています。そういう点で、今日のディスカッションも政治の三方のご発言こそが、大事ではないかと思いますが、せっかくの機会をいただきましたので、幾つか申し上げておきたいと思っております。

まず、首都圏その他に経済が集中しているように思いますが、数字で言うと、首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）でGDPの約32%、残り7割は首都圏以外の地方になります。例えば、関西圏（大阪・京都・兵庫の三県）で約13%、中京圏（愛知・三重の二県）で約8%になります。従って、首都圏・関西圏・中京圏を合わせても、約53%ということで、GDP約480兆円の残りの半分は、それ以外の地方となるわけです。日本経済を議論する時に、地方経済に広く眼を広げ、実感を持った議論をしなければいけないと思います。

次に、今日本経済の大命題は何かと言えば、要するに経済成長と財政改革の両立ということになります。ご存じの通り、消費税も、1,000兆という政府債務をどう立て直すかを議論しているわけでありまして。その経済成長と財政改革の両立という問題を、財務省とか中央の立場だけでやるのは、経済の実態からすればおかしい話で、これは地方経済においてその経済成長と財政改革の両立を果たさなければ、地方交付税交付金も減らないし、財政改革にもならないわけでありまして。

地方の実態はというと、先ほど荒田さんのご説明のとおり、国・都道府県・基礎自治体という三層構造になっているわけで、この三層構造は明治21年以来変わっておりません。その明治21年というのはどういう時だったかと言えば、自動車も走っていないし、通信もない時代です。その時の区割りを前提に、今日、色んな経費がかかっているわけでありまして。決して私

は都道府県がいらないと言っているわけではございませんが、その成長政策の原資を構造改革から捻出するというような発想を持つ必要があると思います。企業でもリストラクチャリングという言葉がございますとおり、成長力の無くなった時、リストラクチャリングが必要な時に、明治以来の三層構造を維持するのかと。このような問題意識から、経済界は道州制に取り組んでいることを申し上げて、私の話とさせていただきます。

○荒田コーディネーター

さて、議論を進めてまいりたいと思いますが、本日のフォーラムのタイトルに「道州制基本法案と基礎自治体の未来」ということで、基礎自治体にスポットを当てて議論をしようと考えました。

そこで、まず、もう一度鈴木浜松市長から基礎自治体の自立モデルや、道州制の中で基礎自治体はどこまで自立を追い求めていけば良いのか。そういう基礎自治体論を少しお聞かせいただければと思います。

○鈴木浜松市長

基本的には今の道州制の議論でもされていますように、道州制が実現すれば、基本的な行政サービスというのは基礎自治体が担わなければいけないので、その覚悟を持たざるを得ないと。今のように県や国に頼りきった行政をやっているのは、これはいつまで経っても道州制は絵に描いた餅に終わるのではないかと危機感を持っております。

基礎自治体をどんどん自立させていく。そのために先程荒田さんにご説明いただいた特別自治市制度というのがございます。これは政令指定都市とは似て非なる制度で、これは完全に県から自立をさせるという制度であります。何も私たちが今初めて言い始めた議論ではなく、既に戦後まもなくこれは地方自治法にこういう規定がありました。先日、地制調でもやっと特別自治市についての議論がされましたが、本当に残念でならないのは、大都市制度という枠内で議論がされていることであります。根本的に議論の前提が間違っていると。これは大都市のための特別な制度ではなくて、基礎自治体を自立させるための制度であると認識しております。

昭和22年に新しい地方自治法ができた時に「特別市制度」というのができました。人口50万以上の都市で自立できる都市は府県から自立させようというものであります。ところが、残念なことに当時戦後間もなくですから、対象となった市は5大都市だけでありました。その後、府県の猛反対に遭い、結局一つもできませんでした。

昭和31年に政令指定都市制度というものが妥協の産物としてできまして、その時に地方自治法から特別市制度が消えてしまいました。極めて残念なことだと思います。私の感覚で大体人口40～50万あれば、十分自立した都市経営ができると思います。

今、私が浜松でどんなことをしているか話したいと思います。浜松市は平成17年に12市町村が合併しました。今までではあり得ない合併であります。人口60万の旧浜松市から一番小さいのは旧龍山村で人口1,500人の過疎の村まで一緒になりました。浜松市はそれで政令市になりましたが、旧浜松市以外の周辺地域は殆ど条件不利地域でございますので、今市域の半分が過疎指定を受けております。半分が過疎地域なのですね。そんな政令指定都市がある

なんて皆さん知らないと思います。政令指定都市というのは大都市だろうということですが、そうではありません。

ある東大の先生が、浜松市のことを「国土縮図型の政令指定都市」と言いました。要は山から過疎から、もちろん工業地帯もあり、そういう都市なのであります。

そういう浜松市で自立した都市経営ができれば、全国のモデルになるのではないかというのが私の思いでございまして、それ以来一生懸命、行革に次ぐ行革、改革をやり続けて財政の健全化が飛躍的に向上いたしました。今、ムーディーズの格付け、お陰様で浜松市がナンバーワンの評価を得られるところまでできました。

やればできるのであります。浜松のできるのだから、貴方たちもできるよということを私は発信をしていきたいと思っております。

もう一つ、私たちが実験していることがあります。どこかで実際にやってみなければ駄目だろうということで、静岡でやってみたいと思い“しずおか型特別自治市”というのを提案しました。静岡では、年に一回静岡市と浜松市両市長と静岡県知事がG3サミットを行っております。その時に私からこの特別自治市の提案をしました。何回か議論を繰り返してきて、昨年10月によく合意を得ました。「しずおか型特別自治市」制度骨子」と次年度以降の両市への事務権限の移譲について合意しました。県と政令指定都市との合意というのは全国初でございます。“しずおか型特別自治市”では、三段階に分けて自治体の自立について考えていこうと。第一段階は現制度。今の府県制度の下で、どれだけ静岡市・浜松市に権限財源を移譲できるか。これを徹底的にやろうというのがフェーズ1。フェーズ2は、今の府県制度の下で、もし特別自治市制度ができた場合にどういうふうな仕組みにしていくのか、どういうふうな権限や財源を移譲するかを考えたもの。フェーズ3というのが、いよいよ道州制が導入された時に特別自治市の自立モデルというのがどういうふうになるかというのを考えたもの。三段階でチャレンジしていきましょうということで今取り組んでいるところでございます。

こういうことを是非発信していきたいと思っております。基礎自治体が本当に自立したい意識を持っていかないと、道州制は実現しないと思っております。

合併が嫌なら広域連合でもつくって受け皿をつくりなさいと。多分それをやっているうちに合併の方がいいという結論になると思っております。とにかく、先程四類型をお示しいただきましたけれども、どんな形でもいいから、まず基礎自治体やる気を持つ、自立する気持ちを持つ。そのことが私は大事だと思います。そういう仲間を増やしていきたいと思っております。

○荒田コーディネーター

浜松のことをご紹介いただきましたが、静岡県の川勝知事は、府県を廃止して道州制に移行するという非常に明確な考えを持っております。そういう知事だからこそこの浜松の提案が活きている状況かと思っております。浜松から新しい自治体の姿が生まれてくるということで是非ご注目を頂けたらと思っております。

次に、畔柳副会長に伺います。基礎自治体のあり方について、畔柳先生は今年の地制調の委員も務められ、大都市の問題や基礎自治体のあり方は第30次地制調の諮問事項であったかと思っておりますが、そこでの議論等も踏まえて少しお考えをお聞かせいただけたらと思っております。

○畔柳副会長

国・県・基礎自治体となった時でも、誰がどう考えても基礎自治体が原点でありますし、国が必要であることは同じだと思います。基礎自治体が原点であり、一番大事な行政体だということは、まず間違いのない出発点だと思います。

地方制度調査会で整理したところ、基礎自治体の数は全国に約1,700ありますが、これは明治の大合併、平成の大合併を経て、1,700位になっている訳であります。人口的な規模で基礎自治体をみると、すごくばらついていまして、一番大きい横浜市で370万人、一番小さいのは離島の町村が200人という実態で、数から行くと意外に小さい自治体が結構多い。

ちなみに、人口1万人未満の市町村が約27%、3万人未満ですと約53%ですので、基礎自治体のうち1,000位は人口3万人未満の町村というのが実態であります。

一方、2005年から2010年の5年間では、75%を超える市町村で人口が減少しています。先程もお話がありましたとおり、人口ゼロとなる地帯が増えることを予測せざるを得ないのが実態であります。非常に大事な基礎自治体ではあるのですが、こういった実態を考えながら、どのような対応をしていくか現実的に考える必要があるというのが、今の求められている議論だと思います。

こうした中、日本経済がこのところ非常に不振といいながらも、地方で発展してきているのは、大体20万人以上程度の都市であり、そこに着目する必要があると思います。これを、その都市に対する通勤圏・通学圏というのを位置付かせると、一つの円周で中核になっている都市が全国各地に点在していることがハッキリします。その区画というのは、都道府県の区画を超えており、だれでもその都市に雇用があれば県の区画を超えて通うし、いい学校があればそこに通う訳です。こうした実体的な都市圏を踏まえて、基礎自治体間の連携に着目していく必要があるのではないかと思います。

雇用能力があるという意味で、昼夜間人口比率1以上で、人口20万人以上の地方中枢拠点都市を考えると、候補地として61位は存在すると思います。

人口20万人以上だけで見ますと110程あるのですが、いまのような前提を置けば、60位の拠点都市を中心として周辺の市町村とどう連携していくか。企業の連携協定ではないですけども、市町村同士が、先程浜松市の話があったように過疎地とも連携して、その都市の産業活力を活かして過疎の問題も解決していく。これが一つの方向性として、今非常に注目されているのではないかと思います。

私は、やはり世界各地で都市化は一つの産業の流れであり、都市の産業は日本でも介護・医療・教育・観光産業など、大体サービス産業になるわけです。サービス産業が発展すれば、自然に女性の雇用比率は上がっていく。今、日本全体に女性のポテンシャルを活かそうとする動きがありますが、こういう考え方をしていけば、日本全体の女性のポテンシャルも活かせるのではないかと。そういう様な発想を持っておりまして、基礎自治体の色々なあり方を今後は是非、経済的視点、都市を中心とした視点で見ていくことを我々は考えております。

○荒田コーディネーター

さて、ここでまた磯崎先生にお伺いします。先程地方団体との協議のご様子をお聞かせいただきましたが、やはり全国町村会の反対姿勢というのは根強いのかなとお聞きしました。やはり合併への危惧というのが根っこにあるとするなら、これをどうやって解決していったらよいのか。今「連携」というキーワードも出てきましたが、この辺りはどんなお考えでしょうか。

○磯崎議員

道州制が導入されれば、基礎自治体が地方自治の中心になります。これは、私は間違いないと思います。ただ、道州制というのは何をやることなのかということでもあります。

まず、国は当然無くなりません。国の事務は半分位にしようということでもあります。都道府県は、これは無くなってしまいます。市町村は、基本的には無くならないのですが、都道府県を吸収合併するような形で基礎自治体になるのだと。そういうことなのであります。

道州は県がなるのではありません。道州は国と地方が半分位ぶった切って地方に持って行くもの、これが道州。もちろん県から持って行く分もあるが国の事務が中心になります。基礎自治体は市町村に都道府県が吸収合併される様な形になります。この押さえが非常に大事であります。これさえも皆違うことを思っているので、「道州異夢」という訳なのであります。だから、そうならないようにしていかなければなりません。

その時に、今言った様に特に全国町村会は合併を恐れております。恐れているというか、くたびれているのもあります。先の平成大合併でくたびれていて、またやるのかということなのであります。

我々自民党は、そういうことになりませんと。今のままだもいい。今のままだもいいたってどうなのかと。新しい基礎自治体というのは、要は今の政令指定都市よりもっと強固なものだと。今の政令指定都市よりもっと強固なもの、県庁が身近に来る、そういうことをやろうと言いましたら、そんなものが来られたって私たちのところの町でできる筈がないじゃないかと思っております。ここにやはりギャップがあるのですね。

確かにご心配もごもっとものところもあります。我々が今言っているのは水平補完、垂直補完とあって、水平というのは仲間同士で広域連合であるとか一部事務組合等を利用して横側補完する方をやればいいと。もう一つは、垂直補完というのは道州が直接助けるというもの。これもキチンとやりますから心配しなくていいですよという話を我々はしております。戦前の北海道は、1級2級町村制というのがあって、2級町村は道庁がかなりの事務を行っておりました。1級町村は自分でやると。こんな差別の様な失礼な制度は作りませんが、戦前の北海道にはそういう仕組みがありました。そういうことも基本として行っていくことを今説明しております。

もう一つ、いつも言うことですが、関与論ということが全然議論できておりません。先程役割分担の表がありました、役割分担の表は誰が考えてもそんなに違いません。国・道州・基礎自治体、こんなものはすぐできるところでそんなに難しい話ではありません。要は「関与」であります。関与はどういうことかということ、警察は何処の事務でしょうかといたら都道府県であります。消防は何処の事務といたら市町村であります。でも、国には警察庁があるじゃないかと、消防庁があるじゃないかと、おかしいじゃないかと。これが関与であります。こ

のことを議論しなければいけません。警察や消防は簡単だけど全ての行政分野で国の縦糸が入っている。これが関与であります。これは一般論がないので一つ一つ整理していかなければなりません、それがわからないと道州制はわからないということは、いつにも重ねて申し上げたいと思います。

だから、ここにきて地方分権論者が、そんなものは全部切っ飛ばしてしまえと。全部糸を切っ飛ばしてしまえと、そうは簡単にいきません。義務教育をどうするのだ、介護保険をどうするのだという話になります。全部切っ飛ばして、国・道州・基礎自治体仕事は全然違いますとやれるなら、この話は簡単であります。そうはいかないところにこの道州制の本質的な難しさがあります。

ただ、私たちも考えましたが、中々論になりません。書ける人がいましたら、関与論という論文を書いていただくとありがたいと思いますが、非常に難しい。総論は良いが、各論に入ったらやはりこれは国の関与がいるだろうと。絶対そうやってきます。それを我々がどう考えていくかという、このことを皆さん忘れないで下さい。事務分担は簡単です。事務分担をした上で、国の糸を全部切っ飛ばせば簡単ですが、これを切っ飛ばしていい紐と切っ飛ばして悪い紐があります。それがなかなか難しいし、また考え方が一人一人違います。それをキチンと整理しないと中々この基礎自治体の事務が行くといっても、中々難しい。

県から市町村は簡単ですけども、やはり国の紐は中々切れません。切っ飛ばしていい紐もいっぱいあると思いますが全部は切っ飛ばさない。そこにこの問題の難しさがあるということは重ねて申し上げて基礎自治体論にしたいと思います。

○荒田コーディネーター

この「関与」ということが自民党内部の検討でも非常に大きなキーワードになっていると伺いました。確か2009年度の骨子案をまとめられた時の説明資料の一枚の概念図があって、現行は大きな関与という矢印が書いてあって、道州制の中にも大分小さくなるけれども関与という言葉が残っていました。ここをどう整理するのかというのは、今ご指摘のとおり、行政分野毎に答えが違ふということではないかと思っておりますので、そういうことをキッチリ丁寧に詰めていくためにも、やはり国民会議での議論というのは相当の時間を要することなのかなと思っております。

さて、遠山先生にも同じことをお聞きしますが、基礎自治体論を丁寧にやらないと中々理解が進まないという点では、どんな配慮が必要でしょうか。

○遠山議員

私は2点申し上げたいと思います。まず、先程鈴木市長が「基礎自治体に自立の覚悟があるのかどうか問われるのだ」というお話で、そこに大分共感します。ただ、おそらく浜松市より小さな市町村長から言わせれば、覚悟を持つためには財源、財源があれば、どんな基礎自治体でも自立の覚悟を持てるのだけれども、財源の目処が立たない中で精神論だけで自立の覚悟を持つというのは意味がないのではないかと。こういう反論を私自身も受けてきております。

今の磯崎先生の国の関与とか、垂直補完・水平補完の話と関連しますが、荒田さんの資料の中にある「道州制と基礎自治体中心主義」と書いてあるところに財源比率が出ております。今

の体制は中央集権だと2005年の歳出ということで、国が全体の40%、都道府県と市町村が60%というものを地域主権型道州制にしたら、国が15%で道州と基礎自治体が85%というかたちにして、国をスリム化して地方に財源を渡すと、これが道州制だというイメージを与えているのですが。

実は海外の例を見ると、例えば、一番地方の独立性が高い国というのは連邦国家であります。我々が今議論している道州制よりも更に自立性が高い。それは何故かといったら、アメリカ、USA50の州は州が主権を持っていますから。州が英語でいう **Sovereignty** : 主権も持っています。50州地方政府と連邦政府の財源比率を言います。皆さん結構知らない人も多い。これは財政移転前の税収配分によりますと、比率は連邦が55%、地方が45%。日本と同じ様に連邦政府の予算の中から地方に財政移転しています。財政移転した後の比率も実は連邦がまだ46%、地方が54%であります。ただし、日本と決定的に違うのは、州政府は主権を持っており課税自主権が非常に高い。州毎に消費税が違う。向こうは付加価値税と言いますが。また、資産課税から来る税収は全部地方が総取りしていますので、当然資産家の多い州は税収が多い。

こういう色々な違いはありますが、平均して日本と決定的に違うのは、アメリカ州政府・地方政府の自主財源比率は83%、非常に高い自主財源比率を持っている点は違います。ただし、アメリカ合衆国全体の財政を見ますと、今の日本の中央集権体制でも国は財政移転後40%しか持っていません。地方に60%渡している訳であります。アメリカはあれだけ地方が独立した連邦国家といいながら、実は連邦政府が46%持っています。この意味は、恐らく先程磯崎先生の解説の最後にありました、やはり国が垂直に色々な補完・補助をしていかないと、国として中々上手く財政運営できない面があって、法律論として行政論として非常に独立制の高い連邦州を持っているアメリカですら連邦政府が46%のお金を実はコントロールしているのです。

私自身、昨年4回もアメリカに行きました。4回ワシントンD.C.に行き、向こうの民主党・共和党連邦議員と話をしましたが、驚いたのは彼らも自分の選挙区の公共事業について相当口出しをしていました。州知事がいて州議会議員もいるのに連邦議員が自分の選挙区の州の公共事業について色々議論しているのを仄聞し、連邦政府には権限はあるのかと聞きましたら、それはあると。だから、それは正に46%連邦政府がお金を持っているというところに裏付けされております。

PHPの資料の15%対85%というイメージになるかということは、余程慎重に検討しなければいけません。裏返して言うと、先ほどの覚悟の問題の担保になる財源論というのは相当キチンとした議論をしないとイケないと思っております。

我々が基本法をつくる時にイメージしていた基礎自治体のあり方というのは、従来の市町村事務に加えて、今日都道府県が行っている事務を基礎自治体に承継させるものであります。

ところが、先程畔柳さんの話のとおり、非常に人口規模の小さい自治体というのも一杯ある訳で、一番わかりやすい例をいうと離島であります。日本には6,852の島がございますが、人が住んでいる有人離島は418でございます。私は、その内の81島を回ってきました。この島々は人口規模50人程度のトカラ列島の宝島は70人程度しか住んでいません。そういう

島から佐渡島の様に12万人の島まである訳で一様に言えませんが。ここは先程鈴木市長が「合併しなくても広域連合で」と言われても、海で隔てられているから非常に厳しい。離島で広域連合をつくるのは無理であります。沖縄県だけで離島が本島以外に39島あり、全部独立した自治体であります。長崎県はもっと多くて54島の有人離島を持っています。その島々を私は回っていますが、道州制になった時に自分たちが五島列島から何から全部長崎市でやって下さい、佐世保市でやって下さいと言えるのかということ、非常に難しい点があるなど感じております。

人口が少ない離島は仕方がないと乱暴なことをいう人が政治家で出てくるかもしれませんが、実は離島に住んでいる人は、全部合わせるとそれ程少なくない。実は418の離島の内、沖縄県だけで本島も入れて140万人住んでいますし、それから、奄美群島とかその他の一般離島全部入れても100万人を超える人口がいます。そうすると、沖縄県と合わせると240万人が4つの大きな日本列島以外に住んでいるわけで、この人たちに道州制になった時にどう改善がされるのかというイメージをしていただかなくてはいけないと私個人で思っております。ですから、やはり議論は丁寧に進めていくことが大事だろうと思っております。

○荒田コーディネーター

遠山先生からご指摘のあった私の資料の中の15%対85%というのは、もし完全に分離してしまえたらという形で書きました。

日本の場合、集権融合型、重複行政が前提になっていると言われておりますが、議論をする際のスタート地点として15対85、それをどこまで戻すかというあたりが「関与」というキーワードであったり、人によってはそれを「ナショナルミニマム」と言い方をされる場合もあるのではないかと。そのあたりの議論が本当に大事だなと実感しているところであります。

さて、そういう「関与」とか「ナショナルミニマム」といった観点から松浪先生いかがでしょうか。

○松浪議員

今の日本が今のシステムでは限界だというのはよく分かると思うのですね。先程松下翁の小から大の話がありましたが、逆転の発想をしないと。細いヒモをたくさん切っても、おそらく企業がそれをやっていたら企業はそのうち潰れてしまうと思います。細い糸を見るのではなくて、糸をいったん無いものとして、太い糸をどれだけやるかという議論をしないと、おそらく道州制というのは機能しないではないかと思っております。

15を国に置いておくとしても、道州間の調整を国だけが関与して国家の財源を調整するのか。それとも道州も納得いただいて、ナショナルミニマムで、現在のように47人いては無理ですが、10人ぐらいの知事に率えられるものであれば、日本国は1つの国家であるので、震災で見られたように非常に統一感のある国ですから、連邦制と違って納得が得られるのではないかと。

それから、その際に考えないといけないのは、借金の問題、それから資産の問題。こうしたものを道州間みんなを持つということであれば、国債の発行は国ですが、道州と国の共同債み

たいなものにしてやっていくとか。今までの細い糸の考えでいると大きな発想の転換ができないのではないかと。

ナショナルミニマムの問題ですが、今の生活保護のあり方を見ても、国から4分の3もお金がかくるとなると、大阪を見ていると今まで非常に無駄が多いし理不尽なことが多い。モラルハザードを起ささないためにも、ある程度この道州では生活保護の問題が厳しいので、他の道州より悪質なので、そこは生活保護Gメンが非常に強い道州ですとか、それぐらいのナショナルミニマムの転換が必要だと思います。それから生活保護費についても、今金銭でやっているため、私は一度生活保護費でパチンコ代に使っていいのかと予算委員会で言って、いろいろ批判されたこともあります。やはり現物支給でちゃんとした使い方をやってもらう道州を作っていくということが、国と市町村が持っている生活保護事業があまりにかけ離れているため、各道州でそれぞれ違いを作っていくと。

また、過疎化についても、過疎の政策を国で一律にやっていくことは無理であります。東北の過疎と大都市周辺の、関東州がどうなるか分かりませんが、山間のところが埼玉でも栃木でもあると思いますが、そういう所の過疎地域の方策と一緒に作っていくべきなのかどうかというと、それは違うと思いますし、遠山さんが言った離島対策にしても、利尻島、礼文島、奥尻島などの北海道の離島と、九州とか南の離島の対策は違いだと思いますし、そういったことを納得を持ってやれる。何が必要かということ「納得」なんですね。よって、市町村にいかに納得していただけるかという新たな発想をばんばん出していかないといけません。

そこまで議論した中で、もう一度今戻って、今の自民党の方策は非常に正しいと思います。市町村は現行のまま移行します。その際に、連携都市、補完都市という考え方をちょっと強化して、安心感を持った道州における市町村のプロトタイプというものをまず提言する。そこからカスタムするのは皆さんですよ。今あるのは国一律ですね、このシステムをいかにカスタマイズすることができるか。そして財源はここまで確保こういう方法でやろうということをして太いところでやらないと、細かい各論をしたら、畔柳さんがおっしゃったように、町村はバラエティに富んでいますので、いかに納得してもらう仕組みにするかということ、我々は現行からカスタマイズ、そしてより細やかな未来に対する過疎対策。

厚生労働の分野は、昔自民党にいた時、厚労関係で厚労省からもヒアリングもしましたし、当時は東北やブロックごとに知事にきていただきヒアリングをしたこともありますが、こういうことをしながら私が最近思うのは、厚生労働分野というのは一番分権すべきところだろうということであります。終末期医療は大変お金がかかりますが、例えば東北型の終末期医療と都市型の終末期医療、おそらくリビング医療の取り方なんて全く変わります。すると医療費の抑制効果は非常に大きいと思います。リビング医療を制度化した道州とそうでない道州でおそらく大きな差が出ます。国では健康保険をしっかり持っておきますが、道州ごとに医療基準需要額を作る。厚労省の役人は、これはできると言っています。こうしたことをすると、では市町村でどういうふうにより生き生きとした介護と医療の連携ができるかと。まさに棲み分けをしっかりやっていくということが可能になってきます。

日本の国力はこれから高まるばかりとは言えませんが、その中でも皆さん生き残るためには道州制の方がよいということ、ナショナルミニマムの点からも、明確なビジョンを描く

という大きなところと、それから安心感。この2つを両立させることが一番大事なのではないでしょうか。

○荒田コーディネーター

三先生方から、かなり踏み込んだお考えをいただきました。今お聞きしたような論点が自民党の修正案にも盛り込まれつつあるように伺っております。

1つの論点である基礎自治体のあり方について、基本法は表だった動きはありませんが、中身においてはかなり深掘りが進みつつあると思いつつ聞かせていただきました。

さて、会場に集まった皆さんのご関心は、やはり「基本法案が今後どうなるか」ということに尽きるのではないかと思います。改めて主催側から基本法案に対する期待や要望をいただいた後、各先生にご見解をお伺いしたいと思います。

○畔柳副会長

我々としましては、早く基本法案を成立させて、国民的議論を進めて欲しいということに尽きるわけです。昨年4月頃に上程されそうだという期待がありましたので、是非、今度の国会では実現していただきたいと思っております。

ただ、今度も経済問題やその他の問題で、本当に理想的に道州制の議論が進むかどうかということがあると思っております。我々としましては、制度論というよりは経済成長と財政改革の両立を図るといふ、地方経済の活性化が最終目的です。例えば国から地方への権限移譲、県から基礎自治体への権限移譲などは、地方自治法の改正でもできます。このように、出先機関改革あるいは特区制度なども含めて、地方経済の経済成長と財政改革に資するものは、できることからどんどん実行していただきたい、というのが我々のお願いであります。

○鈴木浜松市長

やはり国で基本法案が成立し、検討機関ができるということになれば、俄然現実性を帯びてくるわけですから、是非進めていただきたいと思っております。

乱暴な議論はいけませんけれども、あまり細かい議論に踏みこんでいきますと、これだけ大きな改革ですから、私は先に進めないと思っておりますので、そこだけは是非お願いいたします。

いろいろな議論の中で、最後は基礎自治体に帰着するのだらうと思っております。今いろいろな知恵が出ています。先程畔柳先生からも話がありましたように、地方中枢拠点都市を使って広域で連携をしてくなど、我々も知事会と指定都市市長会だけでなく、中核市や特例市といったところにも手を広げて理解を得られる活動をしていきたいと思っております。

是非、紋切り型の議論だけは止めていただきたいのです。よく道州になると行政が住民から遠くなるとか、合併すると地域のコミュニティが破壊されるということを言われますが、決してそんなことはありません。我々も12市町村合併して、まだ合併して数年なので1つの浜松にはなっていませんが、それぞれの地域もコミュニティもいろいろな取組を始めております。

例えば、佐久間町というのが前にありましたが、合併を機に全ての住民が参加するNPOを作りました。「がんばらまいか佐久間」といいます。過疎地有償運送事業も成功させていますし、

様々な活性化事業を行っております。むしろ行政があったらこんなことは行っておりません。むしろ住民自治が進化しています。行政の枠をいつまでも維持しているのはナンセンスだと思います。

強行に合併を進めるつもりはありませんが、そういうものだけを恐れて先に進まないというのはどうかと思います。日本が岐路に立たされている時期でありますので、これからの日本をどうしていくか大きな視点にたって、国会では議論を進めていただきたいと思いますし、我々も基礎自治体、広域自治体として国会を応援していきたいと思います。

○荒田コーディネーター

既に維新の会とみんなの党は、昨年6月に一足先に法案を提出されているという状況で今日を迎えておりますが、今後の展開等についてどのようにお考えでしょうか。

○松浪議員

冒頭申し上げましたが、我々が維新、みんな案を作るという点で留意した点は2点。私自身が自公案に深く携わってきた経緯もありますが、もう一方で、みんな党の担当者の江口先生は道州制ビジョン懇の座長をされていたということで、我々は2つだけ。できるだけ速やかに通すこと。そしてもう1つは、自公案ができる前にちょっとハードルが上げられる分は上げておこうということで、時期や地方支分部局の廃止という2点を記載しましたが、冒頭申し上げたとおり知事会からもよい意見が出て、より良い自公案になっていると考えております。我々は細かな道州制国民会議への諮問事項も全部ぴったりと合わせているので、これは瞬時に我々としては思います。語弊を恐れずに言えば、出てきたら丸のみできるように維新、みんな案を作っておこう。これは出すことに意義がある。そして政治的に意味がある。出てきた時にすぐに合意できることに意味がある。我々としてはざっくりと早く出していただくことを待つだけです。

○荒田コーディネーター

遠山先生、自公の共同提案という路線は揺るがないと思いますが、そこに至るまでの流れについてどのようにお考えでしょうか。

○遠山議員

松浪先生が「瞬時に」とおっしゃいましたが、瞬時にできるかどうかは、一番大事なのは今磯崎先生が中心に行われている自民党と地方六団体との協議がまだ行われていると私ども理解しております。この結果を待って、なるべく賛成反対いろいろあると思いますが、いずれにしても丁寧な政権運営を目指している今の政権でありますので、しっかり地方団体の意見を聞いた上で、100%ご支持いただけても自信をもって国会に出せる形を作りたいと思っております。

1点だけ。公明党の中で議論になっているのは、今皆さん「基本法」と言っております。磯崎先生がどの程度お話になるか分かりませんが、いくつか我々に寄せられている批判はこの法

案名からきているところもあります。「道州制基本法」と言ってしまうと、それが成立すると道州制の制度設計が細部にわたって決められ、それが成立してから異論を言っても何も変えられないという誤ったイメージが一部であるようでございます。

私が仄聞したところによりますと、道州制に強硬な反対論を唱えている学者が地方を回って講演をしているという話も聞きますが、それはどうもいろいろ聞くと、この基本法が通ったらもう手遅れだという言い方で回られているようであります。先程松浪先生も話しましたが、これはプログラム法でございますから、「道州制国民会議」という会議体を作って3年間国民の前でしっかり議論して、今日も出た糸の話とか、関与の話とか、水平補完の話とか、国地方で長期債務が1000兆円を超えてきていますので、今の現行の地方行政体制から道州制に移行した時に、誰がどうやって債務を返済するのかとか、これだって大きいなテーマなわけです。これはこの場で、この法案には解決方法は書いてないわけですから、だから国民会議を作ってしっかり議論しましょうと言っております。そういったところを強調して法律を今年できれば上げられるような方向に持っていきたいと思っております。

○荒田コーディネーター

磯崎先生いかがでしょうか。

○磯崎議員

昨年度末に「4月中にも法律を出す」と言ったら潰されましたので、どこまで言ったらいいのか考えどころであります。最初に言いましたように、だいぶ話も煮詰まってきましたので、私は通常国会中に通るように努力したいと思っております。ただそれをどうするか。中身の問題が大事でありまして、地方六団体とは概ね議論は煮詰まってきました。煮詰まってきましたというのは、お互いの言いたいことは分かってきたと。差のあるところは差のあるなりに分かってきたと、そんな感じがいたします。

もちろん、議論の扉は常に開いておかなければなりません。しっかり議論は続けていかなければならないと思っておりますが、ぼちぼち国会の責任で考えていかなければならない時期がきたのではないかと思います。

何をするかと言いますと、もう少し地方六団体の具体的な修文のご提案はありませんでしたが、節々から感じられる意見のようなものはあります。兜の下から刀が見えているのではないかというような雰囲気なところもあります。ご意見はいただけなかったけれども、ご意見を斟酌して、もう少し我々も修正すべきところは修正していきたいと思っております。

その上で、結論は簡単であります。今までは従来の道州制基本法案は、道州制の実施をある程度前提とする書きぶりの法律でありましたが、それもかなりもう少しシンプルにして、道州制の導入そのものは前提としないと。しかし将来に向けてやるために、道州制国民会議を設置して検討していこうと。私はこういうところに落ち着くのかなと思っております。そういうと早速維新の会やみんなの党からは怒られそうな感じはよく分かりますが、地方六団体の全体的様子を考えますと、できるできないは今の案でも結局案が出てこないと決めることができないわけでありまして、その部分の懸念を取り除くためにも、まず道州制国民会議というもの

を作って、道州制がどういうイメージなものかということをはっきりさせましょうと。先程から言っているようにいつまでも「道州異夢」で議論しても仕方がないので、同じイメージを作って良いとか悪いとかをもう一度議論しましょうと。そういうところにより限定したいと。ただ今の基本法案を大幅に変えるつもりはありません。今書いてあることは基本的にはそのまま残していきたいと思いますが、最後のところの法制の整備といったところをさらっとした書きぶりに直したような案をもう一度用意したいと思います。

実は、はっきり申し上げて自民党の中が一番大変であります。衆議院、参議院でたくさん議席をいただき大変ありがたいが、増えると右バネが効いてくるのが自民党。どこが一番難しいかという自民党の中をきちんと説得して回ることが大変であります。

自民党もこの議論を20年近く行っておりますが、そういった方々は世代交代して30代、40代の若い人たちが相当増えています。その中で、変えていくことをもう一度認識してもらう必要があります。その作業に今から入り、今言ったような方向で道州制の検討が必要なのでやるのだと。そのための基本法を作るのだということにいたしまして、その方向で与党である公明党さんと協議をして案を決めた後、維新会、みんなの党、最近はもう1つ2つ増えたようだが、そういったところとも話をして、「できましたらば」と今回は付けておきますが、できましたらば今国会中に法案を提出して法案を成立させるところまで持っていきたいというのが私の気持ちでございますので、どうか皆さん応援をしていただきたいし、いろいろところで議論をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○荒田コーディネーター

ありがとうございました。磯崎先生、遠山先生、松浪先生、お忙しい中ありがとうございました。最後にありましたように、是非この基本法案早期提出・成立をされ、国民会議が設置されて、そこで道州制の青写真が早く描かれることを期待したいと思います。これでパネルディスカッションを終了とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○司会

パネリストの皆様、大変ありがとうございました。

○司会

最後に、株式会社PHP研究所の永久寿夫代表取締役専務・政策シンクタンクPHP総研研究主幹から閉会あいさつを申し上げます。

○永久代表取締役専務

PHP研究所の永久でございます。本日は大変寒い中、大勢の皆さまにお集まりいただきありがとうございました。また、パネリストの皆さまありがとうございました。

最初に荒田から話がありましたように、松下幸之助が道州制を提案してから45年になります。この45年の間、我々も先ほどご紹介しました「地域主権型道州制～国民への報告書～」など様々な提言をしてきました。

そうした提言を続けてきました中、今年の通常国会で道州制基本法案が提出・成立するのではとの期待が高まり、ようやく前進してきたと感じております。

ただ、基本法が成立しましてもパネリストの皆さまから話がありましたように、これから具体的な各論になりますと、様々な誤解や抵抗が出てくると思います。これから更に、知恵を出して工夫していかなければならない、きちんと説得していかなければならない、そうした大変な仕事がこれからまだまだあるのだらうなと理解しております。

廃藩置県の際、木戸孝允がそれを進める中で、命を奪われるのではないかと。廃藩置県が実現するためには命を守りながら実現していかなければならないと言っておりますが、この道州制はおそらくそれよりも大変な仕事ではないかと思えます。これからその前進に向けた大きな覚悟と絶え間ない努力が必要だと思えます。このフォーラムがそうした前進に向けた一つの起爆剤になればよいと願ひまして、終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。本日はフォーラムにご参加いただきありがとうございました。